

# 一人一人の育ちを支えるために 田原市児童発達支援センターを開設します

⑩1007400

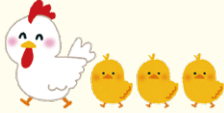
**子** どもの成長や発達にはさまざまな  
です。本市では発達に気になる  
お子さんが、それぞれの成長に応じた  
専門的・継続的な支援が受けられるよ  
う、田原市児童発達支援センターを令  
和3年4月1日(木)から開設します。

田原市児童発達支援センターは現  
在の**あおぞら園**の名称を引き継ぎ、地  
域の中核的な療育支援施設として、  
専門的な療育や相談支援を行う施設  
に生まれ変わります。

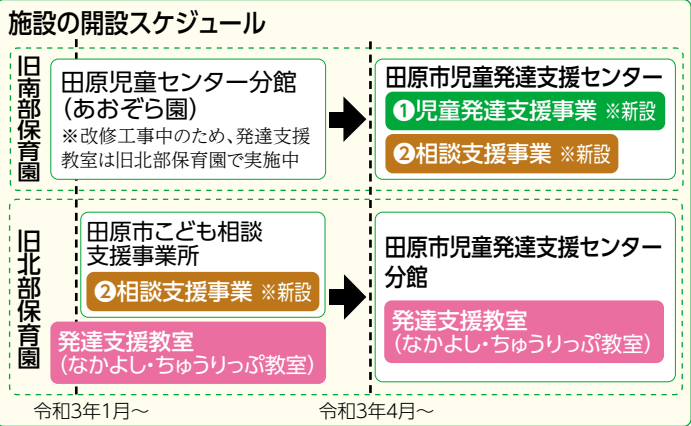
**◆開設日**  
令和3年4月1日

**◆支援センターの場所**

- 田原市児童発達支援センター(あおぞら園)  
(旧南部保育園)
- 田原市児童発達支援センター分館  
(旧北部保育園)



また、現在の**あおぞら園**で行っている  
「なかよし教室」「ちゅうりっぷ教室」  
は田原市児童発達支援センター分館  
として引き続き実施します。



なお、支援センター利用には、通所  
受給者証が必要です。受給者証の取  
得には手帳、診断書、医師または保健  
師の意見書が必要です。分館利用の  
場合は受給者証は必要ありません。  
一人一人に合った発達を支えるた  
め、お気軽にご相談ください。

▼あおぞら園 ☎22-16000  
▼子育て支援課 ☎23-3513



## 田原市児童発達支援センター(あおぞら園)では何ができるの?

田原市児童発達支援センター(あおぞら園)では、児童発達支援事業と相談支援事業のサービスが受けられます。

### ①児童発達支援事業とは

単独または親子で通園し、日常生活での基本動作の指導、人と関わる力や考える力の育成に向けた個別・集団の療育を行います。

**定員/対象:** 1日18名 / 2歳半～就学前の受給者証をお持ちの方

**受入時間:** 単独通園(午前8時30分～午後4時30分) / 親子通園(午前9時30分～午後1時)  
※平日のみ、利用可能日数は受給者証に記載のある日数以内

**利用料:** 児童福祉法に基づく給付費の1割(所得に応じて上限額を設定)  
※満3歳になった日以降の4月1日からは無償化の対象

**給食:** 給食センターの給食を提供 ※給食費を徴収

**内容:** ①個々の発達に合わせた個別支援計画を作成し、その子の力を伸ばして生活と心の自立を促します  
②児童またはその家族からの相談に応じ、助言を行い安心して子育てができるように支援します  
③言語・作業・理学療法の専門職による専門的な訓練を行います

### ②相談支援事業とは

成長・発達に気がかりなことがあるお子さんや障害があるお子さん、その保護者やご家族からの相談に応じ、福祉サービスなど支援に関する情報の提供や助言を行います。

**対象:** 18歳未満の方

**利用料:** 無料

**内容:** ①お子さんの成長・発達に関する相談や、福祉サービスの利用についての相談を受けます  
②福祉サービス利用の申請や計画などを作成します

